

第2号様式

平成28年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成28年10月26日(水) 10:00~11:45 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学監査室長) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成28年4月1日から平成28年7月31日まで	
抽出案件	総件数 18件	(備考)
工 一 般 競 争	7件	
	標準指名競争	
事 随 意 契 約	9件	
	簡易公募型プロポーザル方式	
業 一 般 競 争	0件	
	簡易公募型競争	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
	随 意 契 約	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別 紙

意見・質問	回答
<p>4 指名停止の運用状況について</p> <p>指名停止を行った理由の中に、低入札価格調査の対象となった業者が、積算誤りを理由に入札を辞退するという案件があるが、このような辞退を防ぐような対策は必要ないか。</p>	<p>低入札価格調査の対象業者が入札を辞退する事例は稀である。</p> <p>なお、昨年度から全ての工事の入札について、入札時に工事費内訳書を提出することとされており、入札時の積算誤りはさらに減少するものと思われる。</p>
<p>5 抽出案件の審議</p> <p>(1) 国際法務総合センター外構等新営工事</p> <p>非常に高い落札率となっているが、入札者の積算単価と予定価格の積算単価の差はあるのか。</p> <p>今回の落札者は、国際法務総合センターの工事に関わっているか。</p> <p>本件は電子入札で行ったものか。</p> <p>電子入札以外の参加は認めないとするのは困難なのか。</p>	<p>入札時に提出された工事費内訳書と当方の予定価格積算内訳書について突合した結果、双方の積算単価に一致は見られないことから、独自に積算した結果、偶然近くなったものとする。</p> <p>落札者はA-3工区の受注者である。</p> <p>電子入札で行っているが、落札者は紙入札であった。</p> <p>電子入札を行うためのシステムである電子調達システムが、運用開始して間もないこともあり、入札者においてシステム利用の準備が整わないこともあると考え、競争性確保の観点から、現時点では紙入札の参加を認めている。</p>
<p>(2) 京町拘置支所外塀転倒防止対策工事</p>	

<p>見積りの依頼業者を2者にしたのはなぜか。</p>	<p>近隣県も含め、相当数の業者に問い合わせたが、震災後の緊急を要する工事ということもあり、見積りに応じてくれる業者が2者しか見つからなかったものである。</p>
<p>(4) 平成28年度網走刑務所鏡橋補修等に伴う実施設計業務</p> <p>本件は、既に完了した実施設計の事後的な変更等として当初に実施設計を行った業者と随意契約を行っているが、他の業者が行う余地はないのか。</p> <p>契約の落札率による調整は行われていないのか。</p>	<p>本件実施設計の変更等を他の業者に行わせた場合、責任分解点が不明確となり、適正に履行されないおそれが高い。</p> <p>本件は、平成26年度に実施設計を発注し一度業務が完了した後に、新たな事情により実施設計を見直す必要が生じたことから、新規に発注したものであり、変更契約ではないことから、落札率による調整は行っていない。</p>